

6月報道資料

八千代市

1. 件名（情報）・題名

令和7年八千代市議会第2回定例会

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

(1) 会期（24日間）

6月11日（水）	開 会
6月17日（火）	一般質問
6月18日（水）	一般質問
6月19日（木）	一般質問
6月20日（金）	一般質問・質疑
6月24日（火）	常任委員会（総務・福祉）
6月25日（水）	常任委員会（都市・文教経済）
7月 4日（金）	総括審議

(2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	3 件
・ 補正予算案	1 件
・ 専決処分の承認案	1 件
・ 契約の締結案	1 件
・ 財産の取得案	4 件
・ 路線の変更案	1 件
・ 路線の認定案	1 件
・ 人事案	1 件
・ 諮問	2 件
計	15 件

3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和7年度八千代市補正予算（案）の概要

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5

・ 総務部総務課	電話：047-421-6711
・ 財務部財政課	電話：047-487-5112

付 議 す べ き 事 件

(議案)

議案第 1 号 八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号 八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

建設業法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号 八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

法定外空家等を対象として追加するため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 号)

補正額 2 1 億 3, 3 6 9 万 8 千円

補正後の額 8 5 5 億 1, 3 6 9 万 8 千円

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

議案第 6 号 契約の締結について

(南部近隣公園整備工事)

南部近隣公園整備工事について、株式会社船越組と契約を締結いたしたい。

議案第 7 号 財産の取得について

(災害対応特殊高規格救急自動車)

災害対応特殊高規格救急自動車を、千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得いたしたい。

議案第 8 号 財産の取得について

(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (水Ⅰ－B・1500L 水槽付))

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (水Ⅰ－B・1500L 水槽付) を、株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第 9 号 財産の取得について

(消防救急デジタル無線設備)

消防救急デジタル無線設備を、三峰無線株式会社東関東支店から取得いたしたい。

議案第 10 号 財産の取得について

(支援車 (Ⅲ型))

支援車 (Ⅲ型) を、株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第 11 号 路線の変更について

開発行為に伴い、既存市道の路線を延伸する必要があるため、路線の終点を変更いたしたい。

議案第 12 号 路線の認定について

開発行為等により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第 13 号 教育委員会委員の任命について

令和 7 年 7 月 6 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

(諮問)

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和 7 年 9 月 3 0 日付けで委員の任期が満了となることに伴い、次期人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

新たに人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

令和 7 年 第 2 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 3 号	八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	8 頁
議案第 4 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）	1 0 頁
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定につい て）	1 1 頁
議案第 6 号	契約の締結について （南部近隣公園整備工事）	1 3 頁
議案第 7 号	財産の取得について （災害対応特殊高規格救急自動車）	1 4 頁
議案第 8 号	財産の取得について （災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B・ 1 5 0 0 L 水槽付）	1 5 頁
議案第 9 号	財産の取得について （消防救急デジタル無線設備）	1 6 頁
議案第 10 号	財産の取得について （支援車（Ⅲ型））	1 7 頁
議案第 11 号	路線の変更について	1 8 頁
議案第 12 号	路線の認定について	1 9 頁
議案第 13 号	教育委員会委員の任命について	2 0 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2 1 頁
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2 2 頁

議案第 1 号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「公示送達は」の次に「，公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに，公示事項が記載された書面を」を加え，「掲示して行う」を「掲示し，又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「，扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「，法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め，「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 0， 0 0 0 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え，同条第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加

える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルタ

一その他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第22条の2中「第34項」を削り、「第45項」を「第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定

令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定

令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の八千代市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出

した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、八千代市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 八千代市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 2 4 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 1 号及び第 4 条第 8 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市空家等の適切な管理に関する条例（平成 2 6 年八千代市条例第 2 号
）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「空家等の」を「空家等及び法定外空家等の」に改める。

第 2 条中「この」を「前項に規定するもののほか、この」に改め、同条を同
条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

この条例において「法定外空家等」とは、市の区域内に存する長屋（2 以
上の住戸を有する一の建築物であって、隣接する住戸間又は上下で重なり合
う住戸間で内部での往来ができない完全に分離された構造を有するもののう
ち、廊下、階段等の共用部分を有しないものをいう。）の住戸又はこれに附
属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態である
もの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただ
し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第 8 条を第 1 3 条とする。

第 7 条中「空家等の」を「空家等又は法定外空家等の」に、「又は」を「若
しくは」に改め、「関する情報」の次に「又は第 6 条の規定により得た情報そ
他の法定外空家等に関する情報」を加え、同条を第 1 2 条とし、第 6 条を第
1 1 条とし、第 5 条を第 1 0 条とする。

第 4 条第 1 項中「空家等」の次に「又は法定外空家等」を加え、同条第 2 項
及び第 3 項中「空家等」の次に「又は当該法定外空家等」を加え、同条を第 9

条とし、同条の前に次の３条を加える。

（法定外空家等の調査）

第６条 市長は、法定外空家等の所在及び法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

（法定外空家等の情報の提供の求め）

第７条 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団地の長、法定外空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関して必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進）

第８条 市長は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、法定外空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助をすることができる。

第３条中「空家等」の次に「又は法定外空家等」を加え、同条を第５条とし、第２条の次に次の２条を加える。

（市の責務）

第３条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等又は法定外空家等の適切な管理の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

（所有者等の責務）

第４条 空家等又は法定外空家等の所有者等は、当該空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等又は法定外空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

法定外空家等を対象として追加するため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カー

ドをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

議案第 6 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 事 項 | 南部近隣公園整備工事 |
| 2 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 5 5 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 八千代市八千代台西八丁目 1 1 番 4 号
株式会社船越組
代表取締役 船 越 文 徳 |

提案理由

南部近隣公園整備工事について、株式会社船越組と契約を締結いたしたい。

議案第7号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和7年6月11日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 災害対応特殊高規格救急自動車 |
| 2 | 取 得 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取 得 金 額 | 40,480,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 八千代市ゆりのき台七丁目23番地1
千葉トヨタ自動車株式会社 八千代ゆりのき店
店長 小 池 太 郎 |

提案理由

災害対応特殊高規格救急自動車を、千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得いたしたい。

議案第 8 号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 種 類 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水 I - B ・ 1
5 0 0 L 水槽付） |
| 2 取 得 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 取 得 金 額 | 8 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目 3 6 番 7 号 三田ベルジュビル 1
9 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

提案理由

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水 I - B ・ 1 5 0 0 L 水槽付）を、
株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第 9 号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 種 類 | 消防救急デジタル無線設備 |
| 2 取 得 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 取 得 金 額 | 6 5 , 7 2 0 , 6 0 0 円 |
| 4 取得の相手方 | 我孫子市本町三丁目 4 番 3 3 号
三峰無線株式会社 東関東支店
支店長 折 原 秀 夫 |

提案理由

消防救急デジタル無線設備を、三峰無線株式会社東関東支店から取得いたしたい。

議案第 10 号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 支援車（Ⅲ型） |
| 2 | 取 得 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取 得 金 額 | 72,050,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 1
9 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

提案理由

支援車（Ⅲ型）を、株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第 11 号

路線の変更について

市は、次の路線を変更する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

1 変更前

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
400525	大和田新田 489 号線	大和田新田字八幡後 1089 番 40	大和田新田字八幡後 1089 番 108		

2 変更後

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
400525	大和田新田 489 号線	大和田新田字八幡後 1089 番 40	大和田新田字八幡後 1090 番 76		

提案理由

開発行為に伴い、既存市道の路線を延伸する必要があるため、路線の終点を変更いたしたい。

議案第 1 2 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点 (地 番 地 先)	終 点 (地 番 地 先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
110123	八千代台西 126 号線	八千代台西四丁目 442 番 77	八千代台西四丁目 442 番 50		
220136	大和田新田 494 号線	大和田新田字新木戸前 65 番 42	大和田新田字新木戸前 65 番 59		
300578	萱田町 85 号線	萱田町字萱田道 806 番地 27	萱田町字萱田道 797 番地 6		
300579	萱田町 86 号線	萱田町字萱田道 806 番地 27	萱田町字萱田道 797 番地 15		
300580	萱田 114 号線	萱田字西堀 748 番 12	萱田字西堀 748 番 10		
400530	歩行者道 67 号線	大和田新田字八幡後 1090 番 76	大和田新田字八幡後 1089 番 30		
400531	緑が丘西 144 号線	緑が丘西五丁目 20 番 36	緑が丘西五丁目 20 番 28		
700586	上高野 210 号線	上高野字谷津 913 番 13	上高野字谷津 916 番 16		
700587	上高野 211 号線	上高野字谷津 916 番 20	上高野字谷津 916 番 16		

提案理由

開発行為等により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第 13 号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 川 嶋 一 永

住 所 千葉県八千代市村上

提案理由

令和 7 年 7 月 6 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 菊 川 秀 明
住 所 千葉県八千代市村上

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 西 村 健

住 所 千葉県八千代市大和田新田

令和7年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第4号	一般会計補正予算(第1号)	83,380,000	2,133,698	85,513,698
	国民健康保険事業特別会計	16,014,105	-	16,014,105
	介護保険事業特別会計	15,509,174	-	15,509,174
	墓地事業特別会計	70,379	-	70,379
	後期高齢者医療特別会計	3,293,704	-	3,293,704
計		118,267,362	2,133,698	120,401,060

※令和7年6月

○一般会計 款別総括表

歳 入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	33,484,442		33,484,442
2	地方譲与税	401,370		401,370
3	利子割交付金	28,000		28,000
4	配当割交付金	224,000		224,000
5	株式等譲渡所得割交付金	332,000		332,000
6	法人事業税交付金	384,000		384,000
7	地方消費税交付金	4,817,000		4,817,000
8	ゴルフ場利用税交付金	53,000		53,000
9	環境性能割交付金	92,000		92,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	444,933		444,933
11	地方特例交付金	319,772		319,772
12	地方交付税	2,396,207		2,396,207
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	574,236		574,236
15	使用料及び手数料	1,595,920		1,595,920
16	国庫支出金	17,276,891	166,569	17,443,460
17	県支出金	6,450,369		6,450,369
18	財産収入	41,491		41,491
19	寄附金	208,002		208,002
20	繰入金	3,094,542	498,357	3,592,899
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	2,091,624	272	2,091,896
23	市債	8,552,200	1,468,500	10,020,700
24	自動車取得税交付金	1		1
計		83,380,000	2,133,698	85,513,698

歳 出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	401,642		401,642
2	総務費	9,450,851	76,103	9,526,954
3	民生費	37,177,531	5,060	37,182,591
4	衛生費	7,317,296	198,942	7,516,238
5	労働費	14,069		14,069
6	農林水産業費	2,613,204		2,613,204
7	商工費	487,378	6,000	493,378
8	土木費	3,938,414	85,061	4,023,475
9	消防費	2,620,128		2,620,128
10	教育費	14,267,135	1,762,532	16,029,667
11	公債費	4,983,733		4,983,733
12	諸支出金	8,619		8,619
13	予備費	100,000		100,000
計		83,380,000	2,133,698	85,513,698

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	生活困窮者自立支援事業費補助金	【新規】 生活保護システム改修業務委託に係る国庫補助金の追加	34,758	2,930	37,688	福祉総合相談課
	社会資本整備総合交付金	新川大橋補修工事(耐震補強)に係る国庫補助金の増額	12,029	87,053	99,082	土木維持課
	道路メンテナンス事業補助金	橋梁補修設計業務委託に係る国庫補助金の減額	4,558	△1,590	2,968	土木維持課
	社会資本整備総合交付金	都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線(上高野工区)建設事業に係る国庫補助金の増額	10,034	8,548	18,582	土木建設課
	教育支援体制整備事業費補助金(不登校児童生徒等の学び継続事業)	【新規】 不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援体制強化事業に係る国庫補助金の追加	0	155	155	指導課
	学校施設環境改善交付金(小学校)	【新規】 小学校防犯対策施設整備工事に係る国庫補助金の追加	0	44,492	44,492	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	学校施設環境改善交付金 (中学校)	【新規】 中学校防犯対策施設整備工事に係る国庫補助金の追加	0	24,981	24,981	教育総務課
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	1,916,880	556,868	2,473,748	財政課
	ふるさと応援基金繰入金	令和6年度ふるさと納税寄附金の確定に伴うふるさと応援基金の取崩し額の減額	212,800	△58,511	154,289	シティプロモーション課
諸収入	リーディングDX スクール事業 委託金	【新規】 リーディングDXスクール事業の実施に係る委託金の追加	0	272	272	教育センター
市債	橋梁整備事業債	新川大橋補修工事(耐震補強)に係る市債の減額	270,400	△78,400	192,000	土木維持課
	3・4・1号線建設事業債	都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線(上高野工区)建設事業に係る市債の減額	24,300	△7,000	17,300	土木建設課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	小学校施設整備事業債	みどりが丘小学校分離新設校建設工事及び大和田小学校長寿命化改修工事に係る市債の増額 【新規】 みどりが丘小学校分離新設校建設に伴う雨水排水施設整備工事及び小学校防犯対策施設整備工事に係る市債の追加	2,438,100	293,200	2,731,300	教育総務課
	中学校施設整備事業債	【新規】 中学校防犯対策施設整備工事及び中学校屋内運動場空調設備整備に係る市債の追加	0	1,260,700	1,260,700	教育総務課
補正額合計				2,133,698		

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	行政情報システム運用管理事業	内部情報システム運用管理業務(再リース)に係る仮想化ソフトウェア製品変更に伴う委託料の増額 【新規】 次期内部・外部情報システム設計業務委託料の追加	232,477	46,753	279,230	情報政策課
	基幹情報システム管理事業	基幹情報システム出力帳票等印刷業務委託料, 基幹情報システム等クライアント等機器賃貸借料及びインフラシステム保守費用の減額 【新規】 基幹情報システム運用管理業務委託料(標準化対応)の追加	1,290,306	29,350	1,319,656	情報政策課
民生費	生活保護総務事業	【新規】 生活保護システム改修業務委託料の追加	24,879	5,060	29,939	生活支援課
衛生費	成人保健事業	【新規】 新型コロナワクチン接種業務委託料の追加	750,324	196,291	946,615	健康づくり課
	塵芥収集事業	契約締結に伴う八千代市指定ごみ袋及びボランティア袋製作経費の減額	685,703	△30,074	655,629	クリーン推進課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	衛生センター施設管理事業	契約締結に伴う衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託料の減額 【新規】 衛生センター焼却設備熱交換器更新工事請負費の追加	201,313	32,725	234,038	クリーン推進課
商工費	観光推進事業	さくらシンポジウム2026の開催に伴う負担金の増額	38,118	6,000	44,118	商工観光課
土木費	道路改良事業	【新規】 勝田台駅北口駅前広場再配置検討業務委託料の追加	196,494	24,893	221,387	土木建設課
	市街地整備推進事業	【新規】 都市計画道路3・3・7号大和田駅前萱田線路線測量等業務に係る経費並びに京成大和田駅前旧5街区暫定広場設計業務委託料及び八千代台駅周辺まちづくり検討業務委託料の追加	13,752	60,168	73,920	都市計画課
教育費	小学校施設整備事業	みどりが丘小学校分離新設校建設工事及び大和田小学校長寿命化改修工事に係る継続費の総額及び年割額の変更に伴う経費の増額 【新規】 みどりが丘小学校分離新設校建設に伴う雨水排水施設整備工事に係る経費及び小学校防犯対策施設整備工事請負費の追加	3,815,575	464,331	4,279,906	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	中学校施設整備事業	【新規】 中学校防犯対策施設整備工事請負費及び中学校屋内運動場 空調設備設置工事に係る経費の追加	23,302	1,290,446	1,313,748	教育総務課
	学校給食センター業務事業	【新規】 学校給食献立システム構築に係る委託料の追加	1,914,818	7,755	1,922,573	学校給食センター
補正額合計				2,133,698		

継続費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	備考
教育費	小学校費	小学校施設整備(小学校屋内運動場空調設備設置工事)	2,005,676	R7		小学校屋内運動場空調設備設置工事
				R8	1,033,946	
				R9	971,730	

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	道路橋梁費	道路橋梁補修(村上橋補修工事)	523,707	R3	179,278	617,407	R3	179,278
				R4	211,981		R4	211,981
				R5	74,959		R5	74,959
				R6	36,015		R6	36,015
				R7	21,474		R7	21,474
							R8	93,700

継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
教育費	小学校費	小学校施設整備(みどりが丘小学校分離新設校建設工事)	4,476,220	R5	55,924	4,685,934	R5	55,924
				R6	1,288,107		R6	1,288,107
				R7	3,132,189		R7	3,341,903
		小学校施設整備(大和田小学校長寿命化改修工事)	1,603,408	R6	1,301,319	1,717,008	R6	1,301,319
				R7	302,089		R7	415,689

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
衛生費	清掃費	衛生センター施設管理	34,210	衛生センター焼却設備熱交換器更新工事
土木費	道路橋梁費	道路改良	24,893	勝田台駅北口駅前広場再配置検討業務委託
	都市計画費	市街地整備推進	42,768	都市計画道路3・3・7号大和田駅前萱田線路線測量等業務委託 八千代台駅周辺まちづくり検討業務委託
教育費	中学校費	中学校施設整備	1,239,950	中学校屋内運動場空調設備設置工事 村上東中学校屋内運動場空調設備設置工事に伴うガス本管延長負担金

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
基幹情報システム運用管理業務委託(標準化対応)	R7～R12	基幹情報システム運用管理業務委託(標準化対応)に要する概 定金1,569,150千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範 囲内	基幹情報システム運用管理業務の 委託(標準化対応)
戸籍情報システム・コンビニ交付シ ステム導入業務委託	R7～R8	戸籍情報システム・コンビニ交付システム導入業務委託に要する 概定金80,900千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範 囲内	戸籍情報システム・コンビニ交付シ ステム導入業務の委託
戸籍情報システム移行用データ抽 出業務委託	R7～R8	戸籍情報システム移行用データ抽出業務委託に要する概定金 43,350千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	戸籍情報システム移行用データ抽 出業務の委託
学校給食献立システム構築及び保 守管理業務委託	R7～R12	学校給食献立システム構築及び保守管理業務委託に要する概 定金12,396千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲 内	学校給食献立システム構築及び保 守管理業務の委託

【廃止】

件名	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
基幹情報システム出力帳票等印刷 業務委託	R7～R12	基幹情報システム出力 帳票等印刷業務委託に 要する概定金648,520 千円に消費税及び地方 消費税を加算した額の 範囲内	—	—	基幹情報システム出力帳票等印刷 業務の委託

地方債の補正

【追加】

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中学校施設整備	1,260,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

【変更】

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
橋梁整備	270,400	192,000
3・4・1号線建設	24,300	17,300
小学校施設整備	2,438,100	2,731,300